

宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）への 市民意見募集（パブリックコメント）について

～ 皆様のご意見をお寄せください ～

平成 20 年 11 月に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）が施行されました。この法律は、地域にある歴史遺産や伝統文化の維持向上を図ることで、**地域の風情、情緒、たたずまい**といった良好な環境を**後世に継承**するために定められたものです。

本市ではこの歴史まちづくり法を活用して、歴史・文化を活かしたまちづくりを目指し、様々な事業を実施していくため、計画づくりを進めております。

このたび「宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。



平成 23 年 9 月

宇治市 都市整備部 歴史まちづくり推進課

宇治市歴史的風致維持向上の取り組みについて

【歴史的風致とは？】

歴史まちづくり法において、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の**活動**と、その活動が行われる歴史上価値の高い**建造物**及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた**良好な市街地の環境**」と定義（法第1条）されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

【本市が歴史的風致の維持向上に取り組む理由】

本市は、山紫水明の宇治川を骨格とした四季折々の表情豊かな自然景観に恵まれ、古来より受け継がれてきた歴史・文化遺産が数多く存在します。これらに魅せられて訪れる人々の往来や、宇治茶の生産と茶に関わる様々な文化活動、そして伝統的な祭礼行事が、今なお継承され、宇治らしい趣きのある歴史的風致を形成しています。

宇治市歴史的風致維持向上計画は、これら魅力ある宇治の歴史的風致を守り育て、未来へと引き継いでいくために作成しています。

歴史まちづくり法に基づき、計画を作成し国の認定を受けると、歴史的な建造物の修理や道路環境の整備など、歴史的風致の維持向上を図るためのまちづくり事業を国の支援を受けて推進することができます。

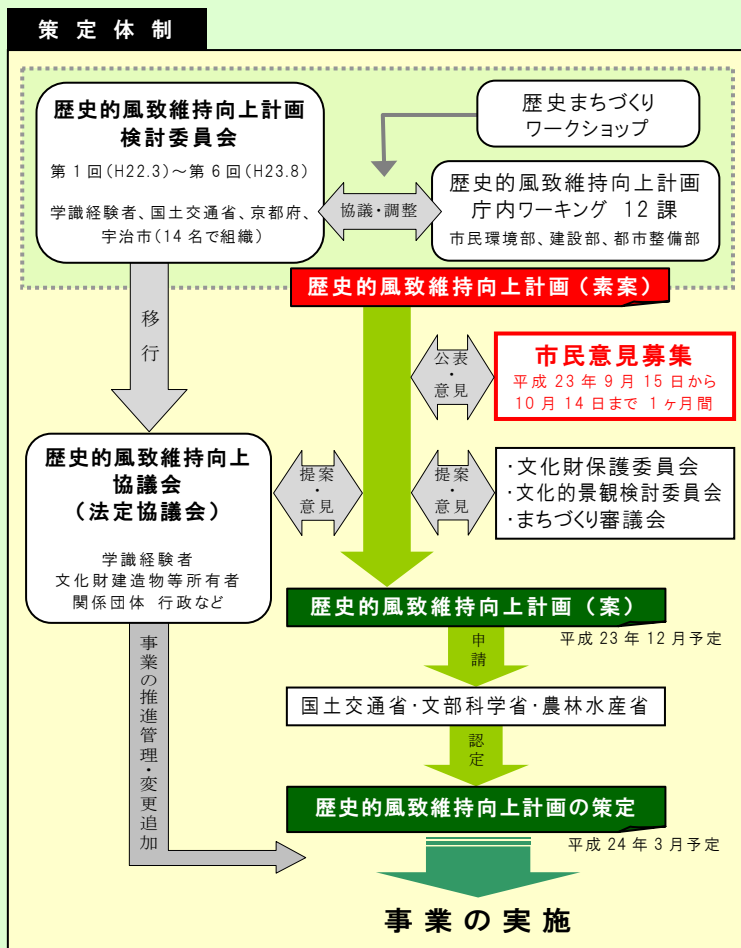
様々な取組を総合的に実施することで、平成23年3月に策定した「宇治市第5次総合計画」で掲げたまちづくりの目標「**お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治**」の実現を目指します。

【計画策定から事業の流れ】

この素案の作成にあたり、市民や有識者等の意見を聞くために、「歴史まちづくりワークショップ」の開催や「歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置して検討してきました。

今回の市民意見募集（パブリックコメント）のほか、関係委員会等の意見を聞いた上で計画（案）とし、認定申請を行う予定です。

国の認定を受けた計画に基づき、**10年間**で事業を実施します。計画を進めるうえでは、市民の声を取り入れるとともに、「歴史的風致維持向上協議会」の意見を伺い、事業の推進管理や変更・追加を行います。



宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）

資料の構成

この計画に記載している内容は、法律により定められており、本資料は必要とされる記載事項を踏まえて構成しています。

第1章 宇治市の歴史的風致形成の背景

自然風土や歴史の移り変わり、現在の土地利用、文化財等を示します。

第2章 宇治市の維持向上すべき歴史的風致

守り、育てるべき風情（歴史的風致）を説明します。

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上を図るための課題と方針を示します。

第4章 重点区域の位置及び区域

歴史まちづくりを重点的に進める区域を示します。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

文化財に対する保存・活用の方策を示します。

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

文化財やその周辺で展開する各種まちづくり事業を示します。

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

歴史的風致の維持向上に資する建造物に関する考え方を示します。

第1章 宇治市の歴史的風致形成の背景

1. 自然と風土

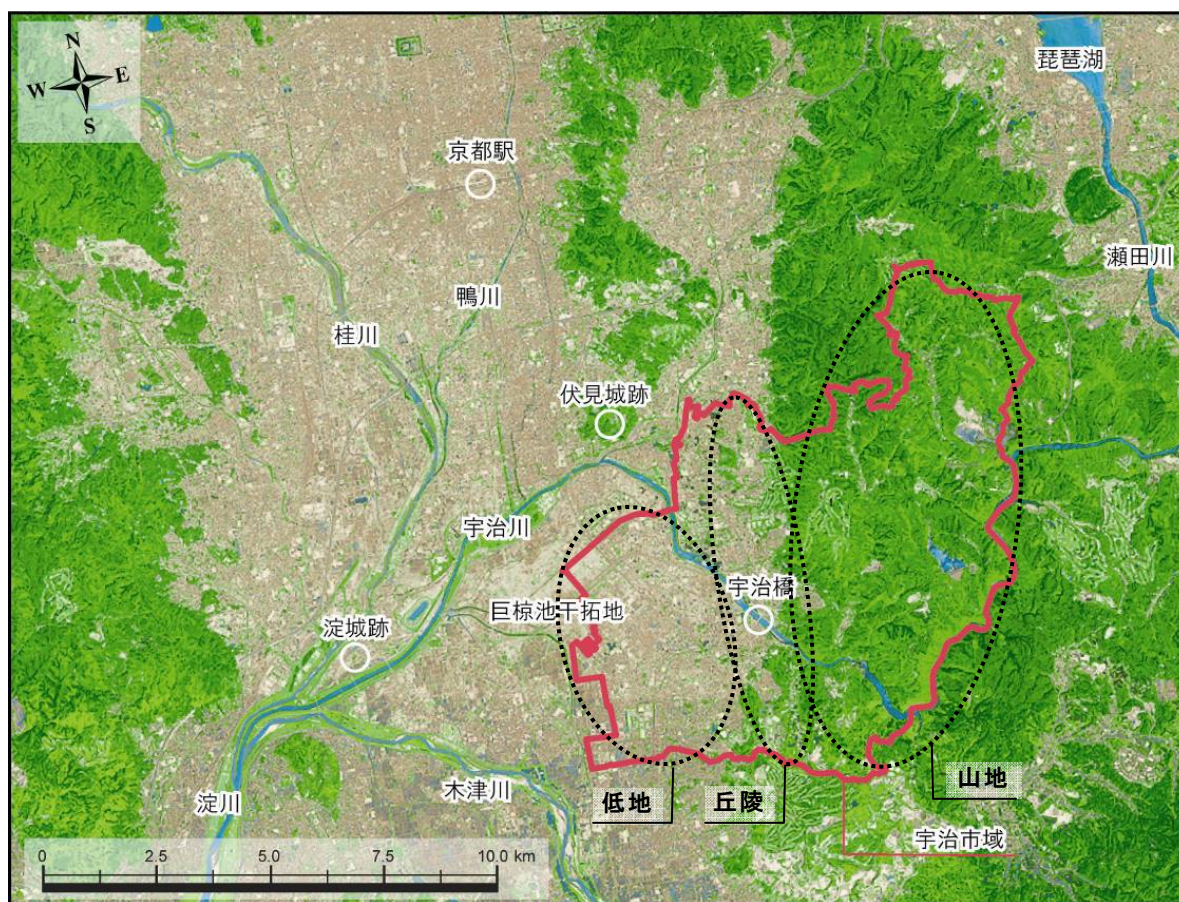
- 本市の地形は東部の醍醐山地^{だいごさんち}、中部の山麓丘陵^{さんろくきゅうりやう}、西部の沖積低地^{ちゅうせきていち}の3つに区分でき、谷から平野へと移行する地形変化に富んでいる。
- 本市のほぼ中央を、南北に宇治川が流れている。宇治川沿いの風景は、四季の移り変わりが明瞭で、表情豊かな自然美の景観「山紫水明^{さんしすいめい}」の場所として知られている。
- 本市の西側には、かつては宇治川、木津川、桂川が流れ込んでいた巨椋池があったが、現在は干拓田としての広大な農地と自動車交通の要所となっている。



宇治川の川霧



秋の宇治川



宇治市及び淀川水系（宇治川）の位置

2. 歴史の変遷

●宇治の起源

本市の地名の起源として、菟道稚郎子^{うじのおきいらつこ}が宮を構えたという説話が伝えられている。また、大化2年（646）に宇治橋が架橋されると、宇治川を通過する交通上の要所としての位置付けが強まった。



菟道稚郎子墓

●平安時代：都市的に大きな発展を遂げる

平安時代になると、平安貴族が宇治に別荘を構えるようになる。時の権力者である藤原道長が宇治川西岸に別荘を構え、その息子である頼道が平等院を造営するなど、宇治は都市として大きく発展する。



宇治の都市形成

平安期に東西南北の基盤目状の街区が整備されたのち、室町期に新たに設置された宇治橋通が融合して、三角形の街区が成立した。この街区（街割り）が、現在ほぼそのまま継承されている。また、この街区には、約400棟の伝統的な家屋が残っている。

【凡 例】

近世以前に成立した道路

平安時代を継承する道路

中世・近世に作られた道路

宇治地区に残る歴史的街区

●中世：戦乱の舞台と茶栽培の始まり

平安時代末期の源平の争乱の後、承久の乱、楠木正成による宇治放火、応仁の乱や山城の国一揆など、織田信長が槇島の合戦にて室町幕府を滅ぼすまでの間、宇治はたびたび戦禍に巻き込まれた。

また、鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代には最高峰の茶の産地として宇治の名声が広く知れ渡るようになった。



宇治川大合戦図

●近世～近代：宇治茶師の権力と社寺参詣

江戸時代の宇治郷は代官支配となり、宇治茶は毎年将軍家に献上された。茶業は高度な技術を保持して発展し、様々な茶文化も形成されるようになる。

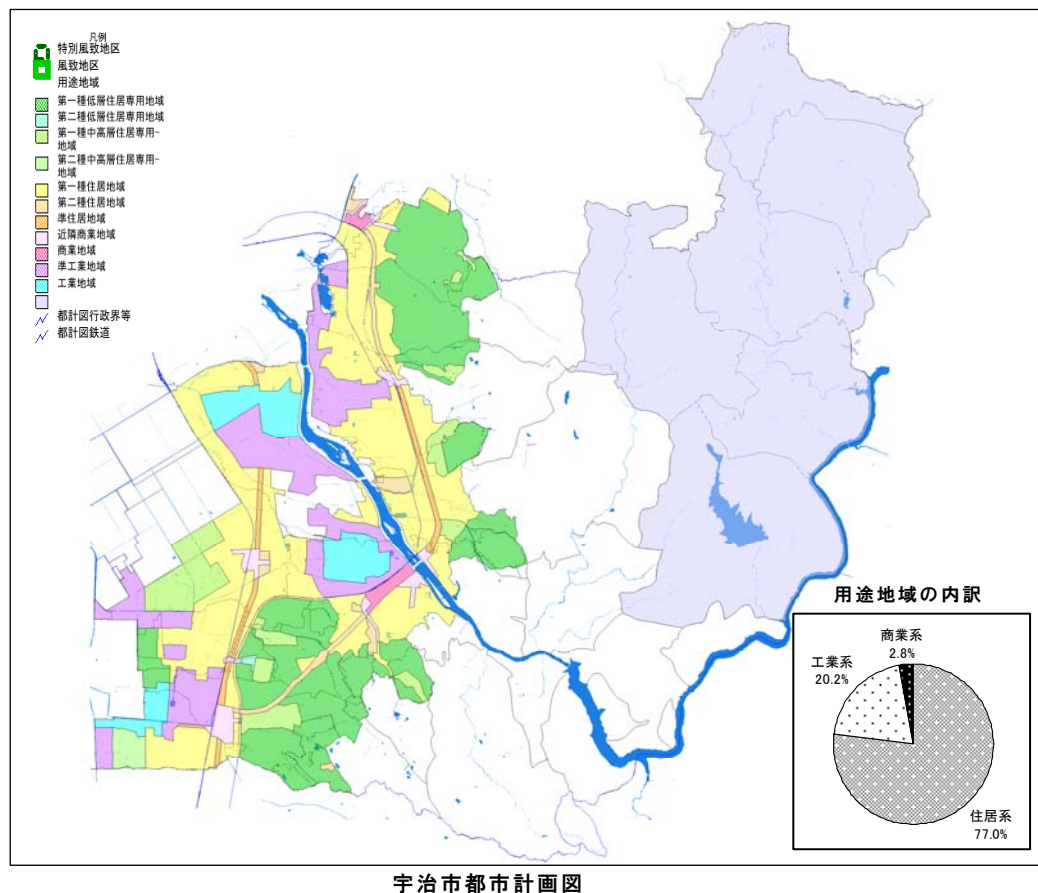
さらに、江戸後期に庶民の社寺参詣が流行すると、各地から宇治に人が訪れるようになり、近代以降も宇治川遊覧を楽しむ人で賑やかさを増していった。



宇治川東詰（通圓茶屋）のにぎわい
『宇治川兩岸一覽 上』（江戸後期）

3. 社会環境

- 市制施行した昭和 26 年当時の人口は、約 38,000 人であったが、高度経済成長期以降急激な宅地開発により人口は激増し、近年はほぼ横ばい状態となっている。平成 23 年 4 月現在の人口は約 190,500 人で、京都府内では京都市に次ぐ人口を擁している。
- 土地の利用状況は、東部の山間部はほとんど山林、中部の山麓丘陵地から宇治川周辺の低地にかけては都市化が進み、住宅の中に茶畑が点在している。宇治川以西の低地は、巨椋池干拓地の大規模な農地以外はほとんど宅地化され、工場や倉庫、学校などが多く立地する。宇治市の都市計画区域のうち、約半分が市街化区域である。また、用途の内訳は住居系地域の占める割合が最も高く約 77%である。



4. 宇治市の文化財と文化活動

4-1 文化財

宇治川を中心とした歴史が続く本市では、世界遺産の平等院や宇治上神社を含む多くの文化財が残されている。平成 23 年 4 月現在、本市には国指定・選定の文化財が 53 件あり、そのうち国宝が 9 件含まれる。京都府指定・登録文化財は 23 件、宇治市指定文化財は 54 件ある。

このほかに、文化財を支える技術（選定保存技術）や、文化財の周辺環境の開発を規制する区域（文化財環境保全地区）の設定など、文化財の継承に必要な技術や環境の保護も、同時に取り組んでいる。

表 宇治市域における文化財の件数（平成 23 年 4 月現在）

	区 分	種 類	国指定・選定 () は国宝数	府指定・登録 () は登録数	市指定	合 計
文化財の類型	有形文化財	建造物	13 (3)	10 (3)	4	27
		美術工芸品	34 (6)	9	47	90
	無形文化財		1	0	1	2
	民俗文化財		0	1	0	1
	記念物	史 跡	3	1	1	5
		名 勝	1	2	0	3
		天然記念物	0	0	1	1
	文化的景観		1			1
その他	合 計		53 (9)	23 (3)	54	130
	選定保存技術		1			1
	文化財環境保全地区			2		2

【国指定文化財】



国宝平等院鳳凰堂



国宝阿弥陀如来坐像



国宝宇治上神社本殿



史跡隼上り瓦窯跡



重文浮島十三重塔



史跡宇治川太閤堤跡

【京都府指定文化財】



有形文化財三室戸寺本堂



名勝興聖寺庭園及び琴坂

【宇治市指定文化財】



有形文化財興聖寺伽藍



無形文化財宇治茶手もみ製法

4-2 様々な文化活動

自然風土と歴史によって育まれた宇治らしい文化活動には、大きく3つの特徴がみられる。平安時代の王朝人（貴族）との関わりから生み出された文化活動、お茶がもたらした様々な文化活動、宇治郷と周辺地域の伝統的な生活文化が育んだ祭礼行事や文化活動であり、ここでは代表的なものを記載する。

●宇治川と王朝人に関わる文化

【宇治十帖の古跡と宇治めぐり】

宇治を舞台とした文学の代表、『源氏物語』の宇治十帖にちなんだ場所が宇治川周辺に散在しており、宇治十帖の古跡と呼ばれている。

宇治十帖の古跡は、江戸時代の宇治の名所案内図の多くに記載され、古跡めぐりは現在も人気が高い。



宇治十帖の古跡を散策（スタンプラリー）

【宇治川の川遊び】

<宇治川遊覧と川魚料理>



秋の宇治川遊覧を楽しむ来訪者

<夏の風物詩・鵜飼>



夕暮れの宇治川鵜飼と観光船

●お茶にまつわる文化



宇治茶まつりと併せて行われた
茶香服イベントの様子



現代の朝日焼の茶器



昭和初期から続く宇治茶まつり

●市内各地の祭礼行事や伝統芸能に関する地域の活動



神社の例祭



地藏盆の様子



復興した宇治田楽

第2章 宇治市の維持向上すべき歴史的風致

1. 遊覧^{ゆうらん}※と祈り、宇治川河畔の歴史的風致

※遊びながら見物してまわること

山紫水明の宇治川の風景と、兩岸の社寺仏閣の厳かな宗教性が一体となった宇治独特の雰囲気は、平安貴族の^{しんびがん}審美眼によってつくり出されたもので、古来より多くの人々を惹きつけてきた。特に、江戸時代後期以降に社寺参詣^{さんけい}が流行すると、宇治は社寺参詣と同時に宇治川遊覧が盛んになった。

川岸には茶屋（旅館）や料亭、舟宿などが集まり、古跡をたどる仕掛けが生み出された結果、宇治川河畔には今なお四季折々の風物を眺めて楽しむ多くの人々で賑わいを見せている。



「宇治名所図」（江戸後期、部分）

2. 茶どころ宇治の歴史的風致

2-1 覆下茶園の歴史的風致

宇治の茶園の多くは、茶摘み前に茶園をすっぽりと隠す覆下^{おいた}と呼ばれる栽培が行われている。この独特で手間のかかる栽培方法は、安土桃山時代に始まったとされ、他の茶産地とは違う茶園風景を作り出している。

また、今なお茶摘みは手作業で行われており、新芽が成長する5月から6月になると、多くの「茶摘みさん」が茶園に集まり、慌しく活気づく。朝早くから日暮れまで、覆下の中で茶摘みに精を出す姿は、初夏の宇治の風物である。



白川区の茶園景観

手前に露天園、奥に覆下茶園（ワラを敷いた本簀（ほんず）と黒い化学繊維の覆い）

2-2 「お茶屋さん」の歴史的風致

宇治では、茶を扱うお店を親しみを込めて「お茶屋さん」と呼ぶ。高い技術を受け継ぐ加工や販売を行うお茶屋さんが数多く集まるのは、宇治地区である。

本町通り・宇治橋通り・県通りで形成される三角形街区を中心とする宇治地区は、これまで江戸時代の宇治茶師や近代の茶商たちが活躍し、製茶加工と販売・流通の拠点となってきた場所である。初夏には茶の収穫をねぎらい、新茶の売り出しを告げるあがた祭^{あがた}が行われるなど、茶どころ宇治のまちの風情を伝えている。



『都名所図会』の覆下茶園と茶摘み（江戸後期）



茶師上林春松家の門（江戸時代）

3. 宇治に伝わる祭礼の歴史的風致

3-1 大幣神事の歴史的風致

大幣神事は^{あがた}縣神社の祭礼で、梅雨時に集まるとされる疫神^{えきじん}を町の外へと追い出す神事であり、1000枚ほどの和紙^{こへい}（御幣）で飾られた「大幣」を、古式ゆかしい行列とともに町の中心部（三角形街区）を巡行させて、疫神を御幣に集めると最後に宇治川に流して^{はら}祓うものである。現在、大幣神事の運営は、「大幣座」という旧久世郡宇治郷の有志が中心となった組織が行っており、住民みずから疫神退散を祈って行っている。

大幣神事は、宇治のまちの人々による古式の疫神祭神事の様子を今によく伝え、宇治の歴史的街区を巡行する大幣の様子は、中世をほうふつとさせる風情がある。



大 幣



江戸時代の大幣神事の様子（『菟道旧記』）

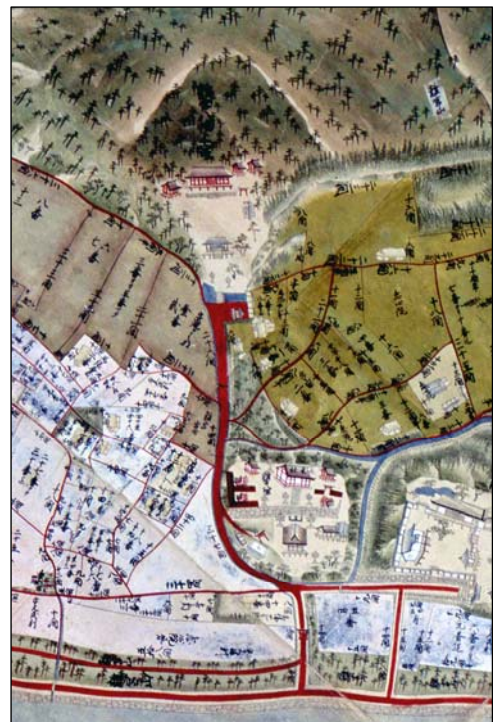
3-2 離宮祭の歴史的風致

宇治に継承される祭礼の最も古いものとして、宇治神社と宇治上神社でそれぞれ行われる神幸祭^{しんこうさい}と還幸祭^{かんこうさい}がある。この両神社はもともと離宮社の上社と下社と呼ばれ、明治初年に現在のように分離した。

離宮社が現在地に造営されたのは、平等院創建から8年後の1060年頃で、平安時代に藤原氏の支援を受けて盛大な祭礼に発展したとされる離宮祭は、江戸時代までは華やかな祭礼が引き継がれていたことが知られる。現在、宇治神社の祭礼は宇治地区の氏子によって、宇治上神社の祭礼は槇島地区の氏子によって継承されている。

平安時代に藤原氏の支援で発展した離宮祭は、中世期に藤原氏の支援を失い、明治の二社分離という歴史の激動^{ほんろう}に翻弄されたが、祭礼を担ってきた地域の人々のまともりは継承され、宇治地区・槇島地区の氏神の祭礼として姿を変えながら今も守られている。

※神幸祭：御神体が御旅所などに行く祭り
還幸祭：御旅所などから社殿に戻る祭り



江戸時代の離宮上社・下社の様子
（『宇治郷総絵図』）

3-3 白川白山神社の歴史的風致

白川集落は、宇治の中心部から山一つ越えたところにある谷里で、集落の形成は宇治に平安貴族たちがたびたび訪れていた頃で、藤原頼通の娘でごれいぜい後冷泉天皇の皇后となったしじょうのみやかんし四条宮寛子が、しらかわこんじきいん康和 4 年（1102）に建立した白川金色院に始まるとされる。白川金色院の鎮守社であった白山神社には、興味深い神事が伝承されている。特に、10 月 18 日の例祭前夜に神前に供えられる「ひやくみ おんじき百味の御食」は、白川で入手できる農産物によって仕立てられる古風なものである。

白川には、かつての金色院で行われていた神事が、寺院廃絶後も地域に伝えられており、都市近郊にありながらも静寂な谷里景観とあいまって、趣のある歴史的な風情を今も見ることができる。



白山神社拝殿（鎌倉時代 重要文化財）



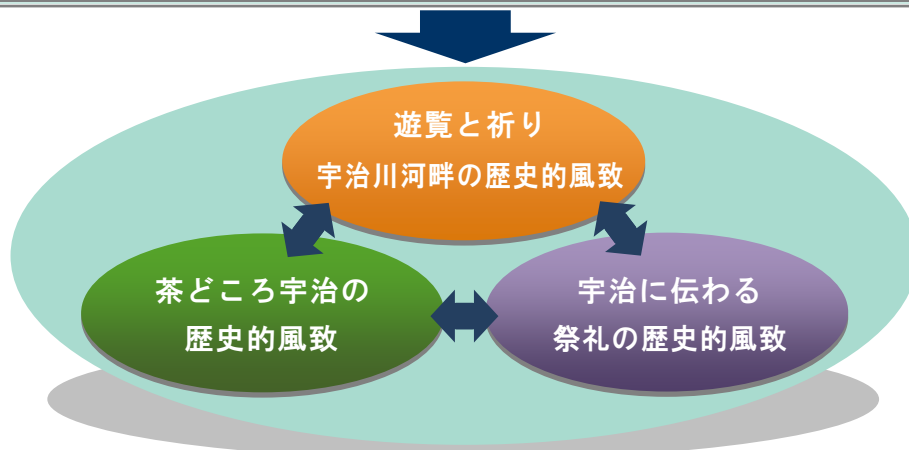
完成した百味の御食

4. 宇治市の全体像（歴史的風致のまとめ）

宇治市の維持向上すべき歴史的風致

宇治には、山紫水明の宇治川周辺に魅せられて訪れる人々の往来と、平安貴族の信仰と感性が生み出した優れた文化遺産、宇治茶の生産と茶に関わる様々な文化的活動、そして伝統的な祭礼行事が一体となって受け継がれ、美しく趣きのある風景が伝えられている。

宇治市の維持向上すべき歴史的風致とは、宇治の自然風土と深みのある歴史過程の中で形成された建造物や都市形状を核として、宇治川河畔の参詣や遊覧、茶業や祭礼行事といった歴史的伝統を継承する諸活動が行われる良好な市街地の環境である。



宇治市の維持向上すべき歴史的風致の分布

離宮祭の歴史的風致



覆下茶園の歴史的風致



宇治川河畔の歴史的風致



大幣神事の歴史的風致



凡 例

遊覧と祈り
宇治川河畔の歴史的風致

宇治川遊覧・散策の
範囲

茶どころ宇治の歴史的風致

茶園の集まる範囲
(市内全域に分布)

宇治に伝わる祭礼の歴史的風致

祭礼の行われる
範囲

お茶屋さんの歴史的風致



白川白山神社の歴史的風致



第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 歴史的風致の認知に関する課題

多くの市民が「自然」「歴史文化」「宇治茶」を本市の魅力と感じているが、これらの関連性などの認識は薄く、わかりやすく総合的な情報の発信が不十分。

(2) 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する課題

市内の茶園面積の減少、本質の覆下栽培^{ほんず}の減少、茶業関係者の高齢化が進行している。

地域コミュニティ意識の変化、伝統行事の担い手の高齢化等による、地域の伝統行事の存続が困難。

(3) 歴史・文化遺産に関する課題

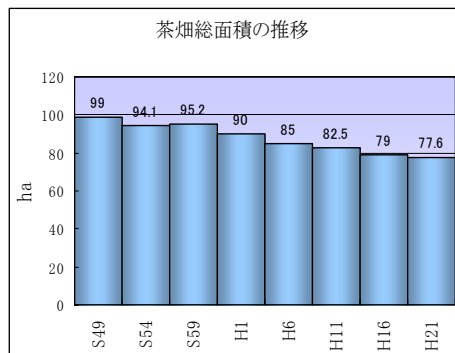
歴史・文化遺産のうち、未指定文化財の損傷や老朽化が見受けられるとともに、身近に歴史・文化遺産があるにも関わらず、気付かれていない。

(4) 景観に関する課題

電線類や屋外広告物による景観阻害、建替えによる町並みの不調和や駐車場の拡大などによる町並みの連続性の喪失。

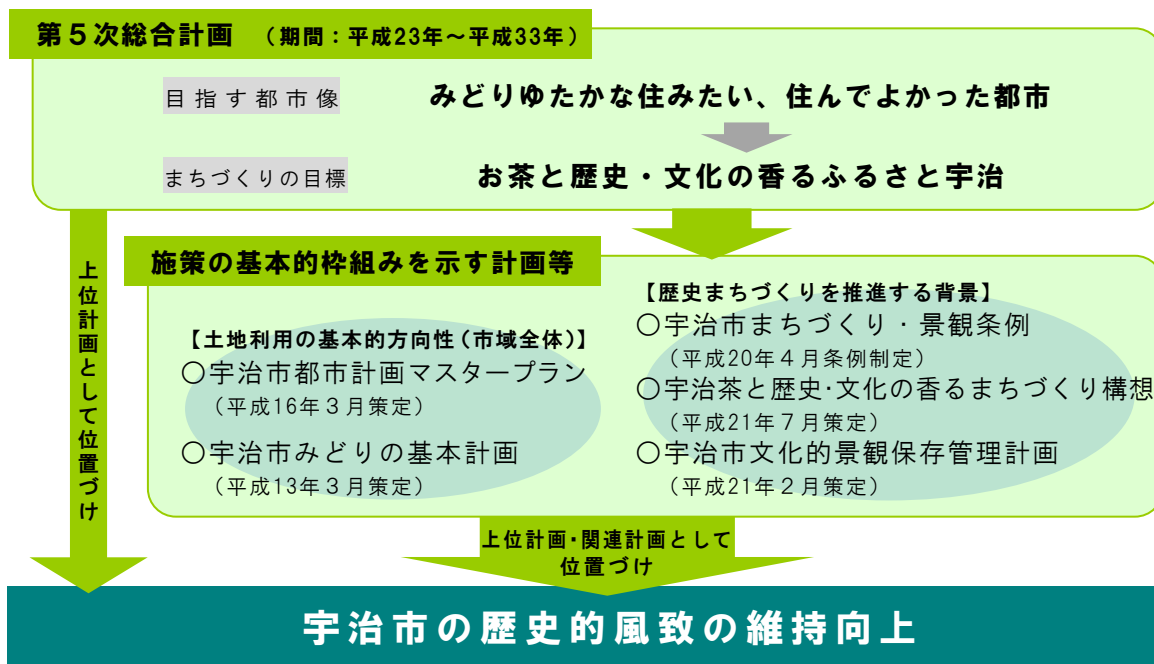
(5) 観光振興と交通に関する課題

来訪者の平均滞在時間が短く、宇治の様々な観光資源が活かされていない。また、観光シーズンの渋滞や、狭い道路への自動車進入など危険な箇所がみられる。



観光シーズンの自動車と歩行者

2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置づけ



3. 歴史的風致の維持向上に関する基本方針

(1) 宇治の歴史・文化をわかりやすく情報発信する

宇治のまちの歴史的変遷、市民が育んできた伝統文化、天下一と称された宇治茶の価値など、多彩な歴史と文化を、広くわかりやすく情報発信する。

(2) 伝統文化・伝統行事の継承と振興を図る

宇治独特の本質によるお茶の栽培技術や、地域コミュニティの維持に深く関わる伝統行事等について、調査によって価値の再認識を促すとともに、担い手育成に努める。また、宇治茶のブランド力の強化を図り、茶業の振興に努める。

(3) 多様な歴史・文化遺産の保存・活用を推進する

既存の指定文化財等の積極的な保存活用や、身近な歴史・文化遺産の掘り起しと活用を推進するための新たな制度づくりに取り組む。

(4) 宇治らしい景観の保全・修景を図る

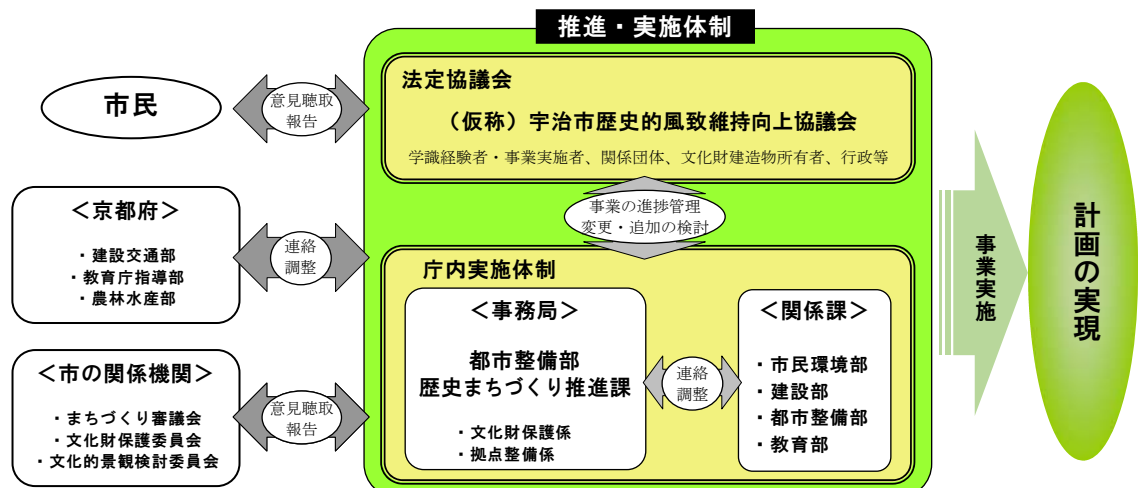
近年の景観施策を引き継ぎ、市民意識の向上や景観保全、景観誘導を促し、今後も宇治らしい景観づくりを推進する。

(5) 歴史のまちにふさわしい観光振興を図る

宇治の様々な名所を散策し、まち全体を周遊できる魅力ある観光スタイルを目指し、新たな観光振興策を検討する。また、環境面に配慮し、公共交通の利用促進とあわせて自家用車や観光バスへの観光駐車場施策に取り組む。

4. 計画実現のための体制

- 学識経験者や事業実施者、関係団体、文化財建造物所有者等で「(仮称)宇治市歴史的風致維持向上協議会」を組織し、事業の進捗管理や追加・変更、連絡調整を行いながら、適切な計画の実現を図る。
- 庁内の実施体制としては、都市整備部歴史まちづくり推進課を事務局とし、歴史、文化、観光、茶業、都市整備、教育等の多岐にわたる分野と連携して、円滑かつ効果的な事業推進を図る。
- 計画を推進するうえで、市民の意見を取り入れて、計画の変更・追加を図る。
- 必要に応じて京都府や市の関係機関との連絡調整や協力、意見照会を行う。

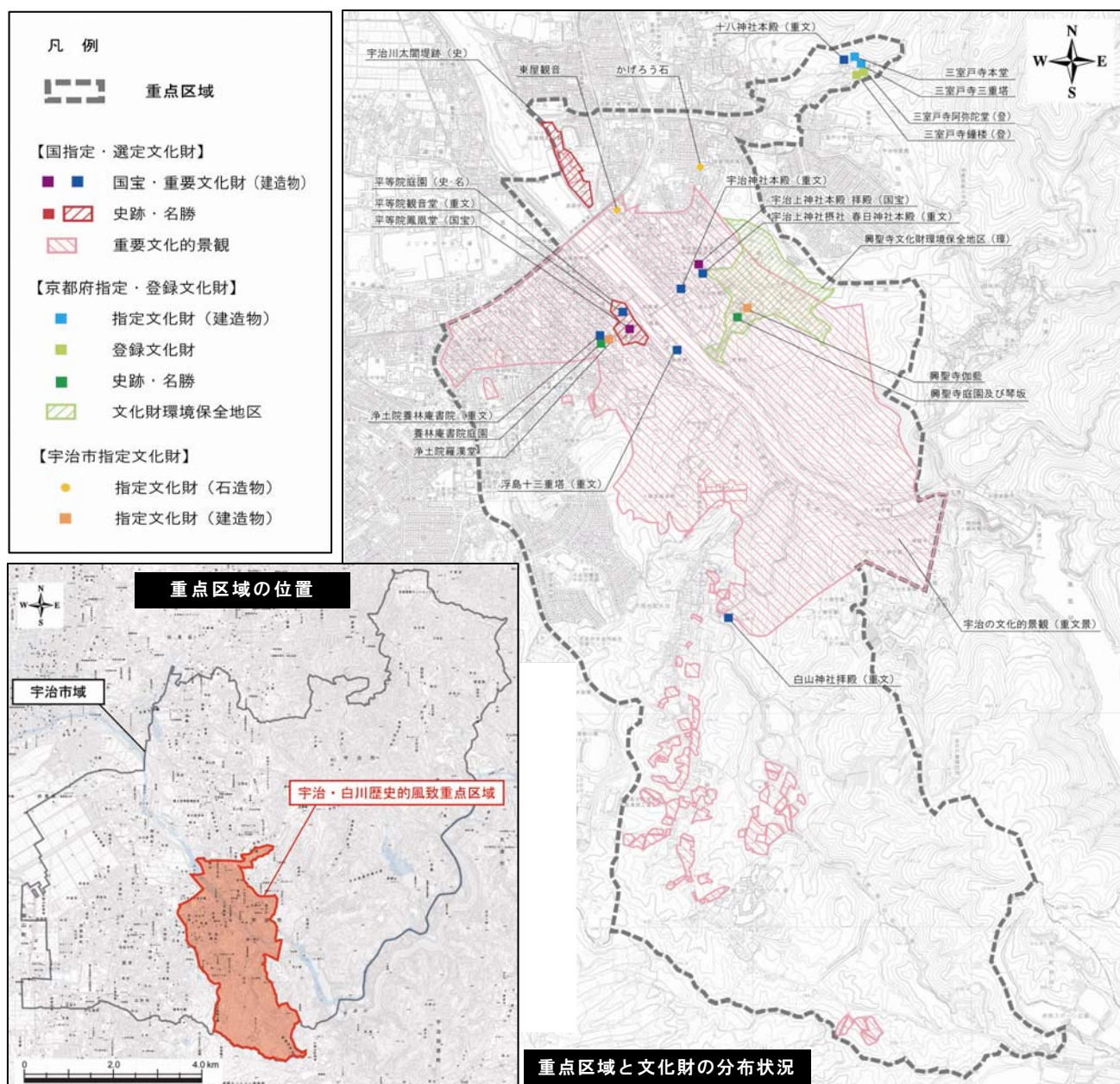


第4章 重点区域の位置及び区域

●重点区域設定の考え方

重点区域の設定は、国指定文化財をはじめ文化財が集積し、かつ維持向上すべき歴史的風致が重層する地域で、各種施策を重点的・一体的に取り組む必要性の高い区域を対象とする。重点区域においては、課題解決を目指して文化財整備や関連する施設整備、周辺道路の整備を実施するとともに、ソフト施策を展開することで、地域住民自らが歴史的風致の担い手であるという機運を高め、歴史的風致の維持向上の効果を市域全体に波及させていくものとする。

そこで本市では古くからの観光地であり、茶業や祭礼行事などといった伝統的な諸活動が行われている宇治橋周辺と、この宇治橋周辺と歴史的関わりが深く宇治茶の生産を支える白川地区を含む一帯を、重点区域（名称：宇治・白川歴史的風致重点区域）に設定する。



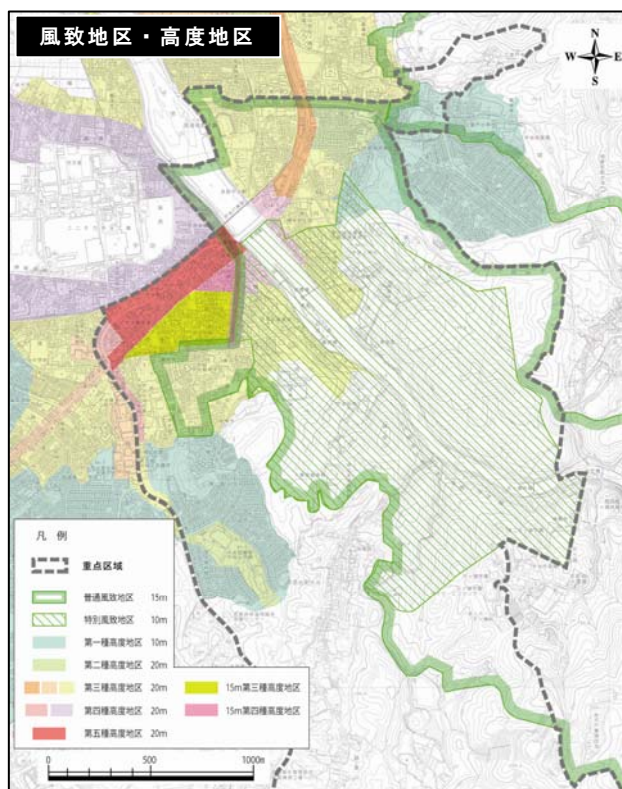
●重点区域の設定範囲（宇治・白川歴史的風致重点区域 710ha）

重点区域は、歴史的観光地としての宇治を代表する寺院として、江戸時代から多くの来訪者を受け入れてきた「平等院鳳凰堂」（国宝）、「平等院観音堂」（重文）、「平等院庭園」（史跡・名勝）のある平等院、社寺参詣の起因となり境内に「十八神社本殿」（重文）がある三室戸寺、また、地域住民たちによって千年の長きにわたり支えられてきた宇治上神社（本殿及び拝殿、国宝）や宇治神社（本殿、重文）、白川の住民が氏神（土地の守り神）として崇敬する白山神社（拝殿、重文）、現在の宇治川や宇治のまちを形成する発端となった太閤堤の築堤当時を今に伝える「宇治川太閤堤跡」（史跡）、そして平成21年に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」※を含む範囲とする。

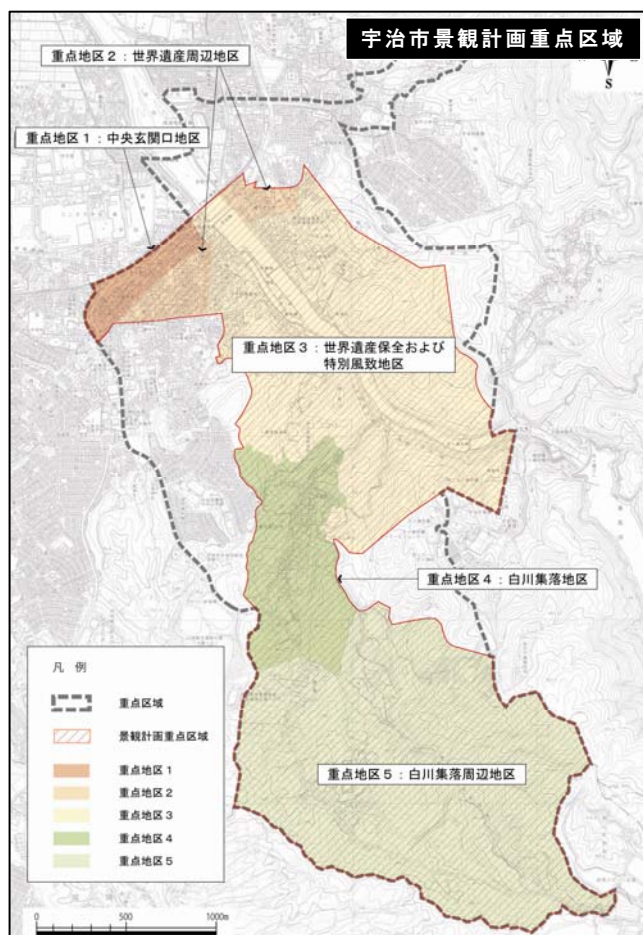
歴史的風致重点区域の設定にあたり、具体的な境界設定は、本市における景観施策等との整合・連携を図り、景観計画重点区域の区域界、特別風致地区や普通風致地区の区域界、地番界等により定めるものとする。

●良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域においては、都市計画法に基づく風致地区・高度地区の設定、自然公園法に基づく国定公園の規制、景観法に基づく景観計画重点区域などが定められており、すでに歴史的風致の維持向上を図る上で有効な開発行為の規制・誘導等に関する施策に取り組んでおり、今後も良好な景観の形成に関する施策を、重点的に行うものである。



※古代から続く歴史的な市街地と、宇治茶の伝統を継承する宇治の景観が重要であると評価され、都市景観としては国内で初めて「重要文化的景観」に選定された。



第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

本市では市全域を対象に文化財の保存・活用を推進するとともに、市民による身近な地域の歴史・文化遺産の掘り起こしを検討し、文化の向上や魅力的なまちづくりに寄与するよう努める。特に重点区域に関しては、以下の事項を推進する。

(1) 文化財の保存・活用に関する調査・計画づくり等

- 文化財指定 : 大幣神事や白山神社の祭礼行事の調査
白川金色院跡の史跡指定を目指した調査
- 重要文化的景観 : 「宇治の文化的景観」の整備計画策定（宇治橋通り地区）
重要文化的景観の追加選定を目指した調査

(2) 文化財の修理

- 国宝・重要文化財 : 宇治上神社拝殿・本殿の屋根葺替修理
平等院鳳凰堂の翼楼屋根葺替修理
- 史跡宇治川太閤堤跡 : 整備基本計画に基づき、公園整備による公開を目指す
- 重要文化的景観 : 重要構成要素の家屋の修理・修景事業の推進

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設づくり

- 重要文化的景観 : 景観に配慮した統一感のある理解しやすい説明板や解説等の充実
- 史跡宇治川太閤堤跡 : 隣接地での宇治の歴史・文化の情報発信機能の整備

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する取り組み

- 景観形成助成制度を活用して良好な景観形成の推進
- 世界遺産バッファーズーンの保全を推進

(5) 文化財の防災に関する取り組み

- 「宇治市文化財まもり隊」による地域の自主防災活動の促進
- 文化財の周辺市街地を含む一体的な文化財防災計画の検討

(6) 文化財の保存活用に関する普及・啓発活動

- 文化財を回遊できるルート設定とパンフレットの作成
- 市民向け文化財講座や現地見学会、スタンプラリーなど開催
- 小中学生向けの副読本の作成

(7) 埋蔵文化財の取り扱い

- 重点区域内には、平安時代から現在までの都市変遷を示す重要な遺跡が多くあり、記録保存・重要遺構の保存に努めるとともに、整備や活用に反映

(8) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体との体制整備

- 文化財と関わる市民と協働により、保存・活用の取組を継続
- 新たなNPOや市民団体が組織されるよう、文化財の情報提供を行い、人材育成を図るとともに、官民協働で文化財の保存・活用が広がる体制整備を図る



小中学生を対象に開催した文化財見学会

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

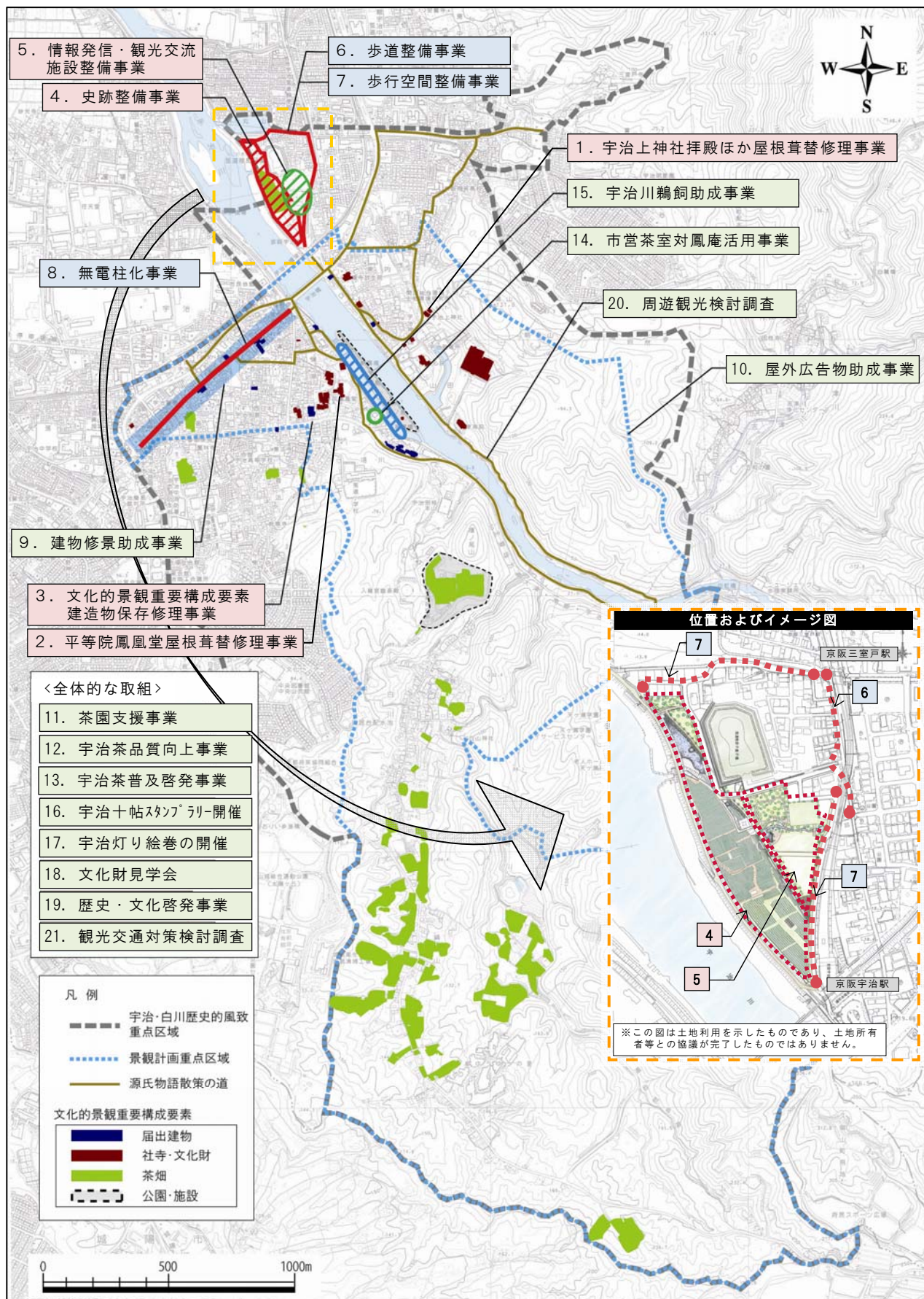
●歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本市における歴史的風致維持向上施設には、宇治川、歴史的建造物、散策路、伝統的な宇治茶づくりを営む茶園、伝統行事の行われる場、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等が含まれ、それらの整備と適切な維持管理によって、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する。

●歴史的風致の維持向上に資する事業一覧

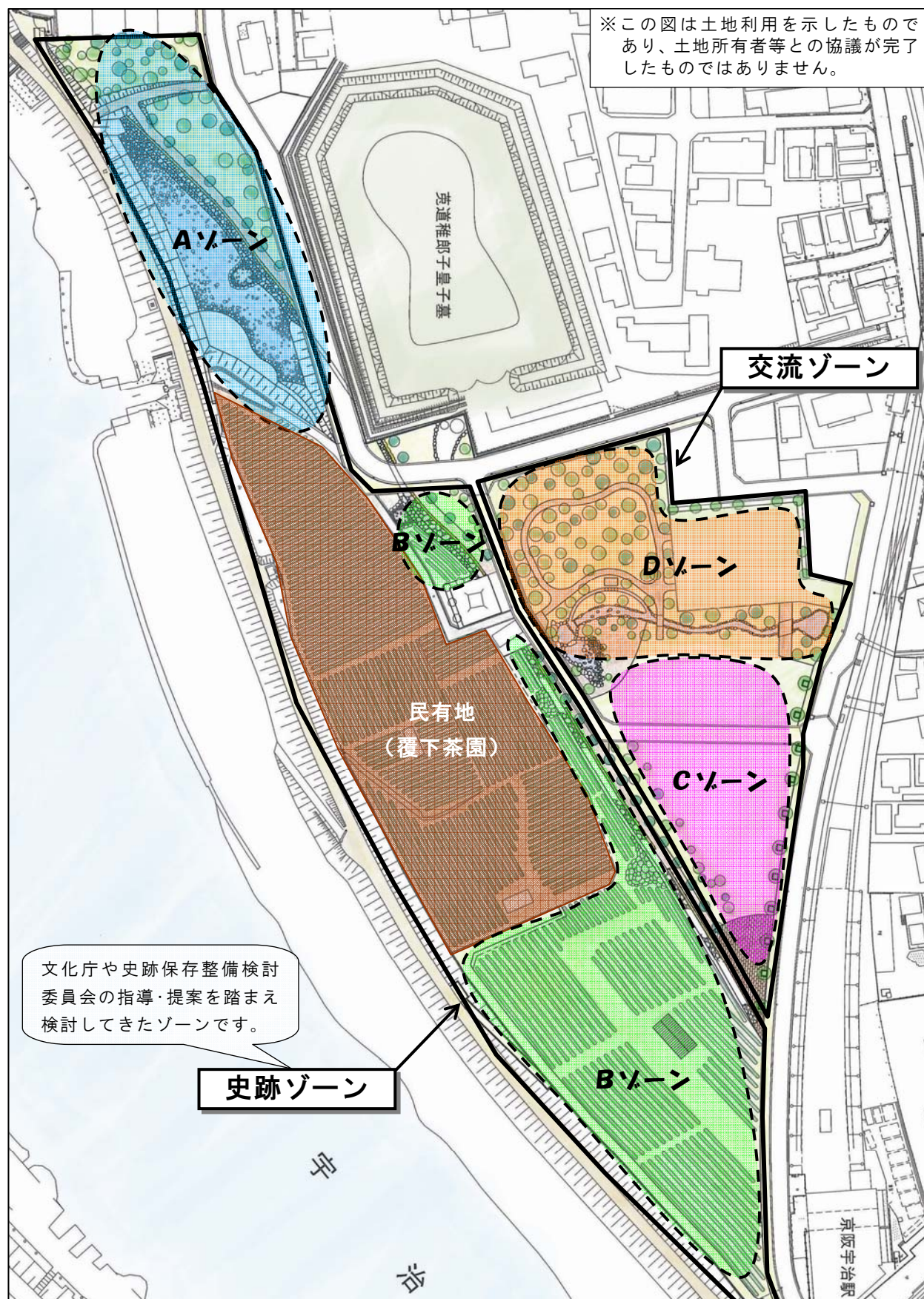
本計画における歴史的風致の維持向上に資する事業は、計画期間内に確実に実施されるものを対象とする。なお、計画を推進するなかで、歴史的風致の維持向上に寄与する事業が発生した場合には追加を行う。

分 類	事 業 名	備 考
ア. 歴史的風致の核となる建造物や交流施設の整備	1. 宇治上神社拝殿ほか屋根葺替修理事業 2. 平等院鳳凰堂屋根葺替修理事業 3. 文化的景観重要構成要素建造物保存修理事業 4. 史跡整備事業 5. 情報発信・観光交流施設整備事業	・歴史公園の整備 (同上)
イ. 拠点をつなぐ道路や歴史的環境の保全や整備	6. 歩道整備事業 7. 歩行空間整備事業 8. 無電柱化事業	・歩道の整備 ・歩車共存道路の整備
ウ. 歴史的風致の維持向上に資するその他の事業 (支援施策・啓発・調査)	9. 建物修景助成事業 10. 屋外広告物助成事業 11. 宇治茶園支援事業 12. 宇治茶品質向上事業 13. 宇治茶普及啓発事業 14. 市営茶室対鳳庵活用事業 15. 宇治川鶺鴒助成 16. 宇治十帖スタンプラリー開催 17. 宇治灯り絵巻の開催 18. 文化財見学会 19. 歴史・文化啓発事業 20. 周遊観光検討調査 21. 観光交通対策検討調査	・フォーラムの開催等 ・観光案内板の再整理等に関する調査 ・観光駐車場対策等に関する調査



歴史的風致の維持向上に資する事業位置図

（仮称）宇治川太閤堤歴史公園の機能



各ゾーンの具体的な活用等は、市民や関係団体のご意見を取り入れて、引き続き検討します。

【史跡ゾーン】 国(文化庁)から史跡に指定されたエリアで、文化財としての保存に配慮しながら、様々な時代の太閤堤が体感できるような整備をする。

A ゾーン : 秀吉の時代の壮大な遺跡を体感

- ・ 太閤秀吉が築堤した壮大な土木遺構を再現
- ・ 川を模した水辺空間を整備

B ゾーン : 茶樹に親しめる茶園を演出

- ・ 太閤堤が造られ、時間の経過とともに砂地ができ、茶園として利用される時代を再現
- ・ 茶摘体験など、茶樹は活用(使用)することを検討
- ・ 誰でも間近で見ることができる茶園 ※高級茶栽培(茶業を営む)ではありません。

【交流ゾーン】 史跡ゾーンを補完し、かつ宇治のまちに賑わいを創出するような整備をする。

C ゾーン : 新たな発見とくつろぎの提供

○宇治の歴史・文化を知り、体験できる施設

- 宇治茶体験エリア
 - ・ 茶栽培の始まりから「天下一」と称えられるようになる宇治茶の歴史や文化
 - ・ 生茶葉が製茶になるまでの体験や試飲
- 宇治の歴史エリア
 - ・ 古代から現代までの歴史の変遷
 - ・ 現在に受け継ぐ重層する歴史の跡
- 太閤堤エリア
 - ・ 宇治のまちに大きな影響を与えたかつての巨椋池や宇治川の移り変わり
 - ・ 近世初頭の大規模河川事業である太閤堤の土木技術
 - ・ 史跡宇治川太閤堤跡の発掘の経緯

○憩い・くつろぐことのできる施設

- ・ 飲食のできるスペース
- ・ のんびり休憩できるスペース
- ・ 宇治の名物などを販売できるスペース

○観光情報を知ることができる施設

- ・ 様々な観光情報冊子を配置 など

D ゾーン : 癒しと親水の空間を創造

○かつて宇治川に流れ込んでいた小川を想定した整備

- ・ 子供が安全に水と親しむことができる小川
- ・ かつてこの地にあった庭園をイメージさせる池のある庭園

○菟道稚郎子墓の森と調和を図り、高木による樹林地や中低木の群落、草地による修景

- ・ 弁当を広げることができ、またイベントなどを開催できる森(広場)

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

●歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なもののうち、国指定文化財以外の歴史的建造物でその価値が認められるものについて、歴史的風致形成建造物に指定する方針とする。

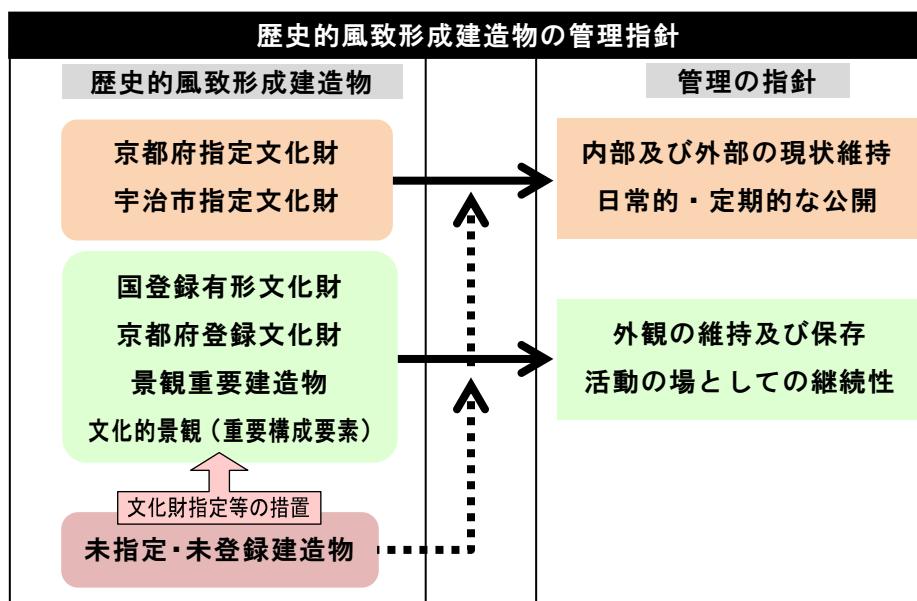
歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、以下に示す指定方針に合致するものを対象とし、所有者の同意を得た上で、随時指定を進める。

【歴史的風致形成建造物の指定方針】

- ① 文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- ② 文化財保護法に基づく重要文化的景観の重要な構成要素（届出建物、施設）
- ③ 京都府文化財保護条例に基づく指定文化財または登録文化財（建造物）
- ④ 宇治市文化財保存条例に基づく指定文化財（建造物）
- ⑤ 景観法に基づく景観重要建造物
- ⑥ その他保全の措置が必要な建造物（将来、指定や登録が見込まれるもの）

●歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

- ①歴史的風致形成建造物が、文化財保護法等の法律または条例に基づき既に指定等が行われている場合、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。また、その他の建造物については、その価値に基づく適正な維持・管理を行う。
- ②歴史的風致維持向上のために、積極的な公開・活用を図る。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。
- ③歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠の保存または復元に努める。



【意見等を提出できる方】

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本計画案に利害関係を有するもの

【提出方法】

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

【提出先】

- (1) 持 参： 歴史まちづくり推進課（市役所6階）
又は、公共施設に設置されている「市民の声投書箱」
- (2) 郵 便： 〒611-8501（住所省略可）
宇治市歴史まちづくり推進課 宛
- (3) ファクシミリ： （0774）21 - 0400
- (4) 電子メール： rekimachi@city.uji.kyoto.jp

【募集期間】

平成23年9月15日（木）から平成23年10月14日（金）まで

【お問い合わせ先】

この冊子についてのお問い合わせは、**歴史まちづくり推進課**までお願いします。
また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電 話 番 号：（0774）21 - 1602（歴史まちづくり推進課直通）

ホームページ： <http://www.city.uji.kyoto.jp/>（宇治市トップページ）
宇治市トップページ ⇒ 市政情報 ⇒ パブリックコメント

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果、及びご意見等に対する回答につきましては、後日、宇治市ホームページにおいて公表します。

「宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）」に対する意見等記入用紙

住 所（※必須） （法人等は所在地）	〒 —		
ふ り が な			
氏 名（※必須） （法人等は名称及び代表者氏名）			
該当するものに○ （※必須）	☐	①在住、在勤、在学	☐ ②市内に事務所を有する法人・個人等
	☐	③納税義務者	☐ ④その他利害関係を有するもの
意 見 等 記 入 欄			

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については、本市個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提 出 先

持 参 ： 歴史まちづくり推進課（宇治市役所6階）
 又は、公共施設に設置されている「市民の声投書箱」まで
 郵 便 ： 〒611-8501（住所省略可） 宇治市歴史まちづくり推進課 宛
 FAX ： （0774）21-0400
 E-Mail ： rekimachi@city.uji.kyoto.jp